静周市報

No. 53

静岡市葵区追手町5番1号 発 行 所 静岡市役所 編集兼発行人 静岡市長

発 行 日 毎月1日・随時

目 次

| 規 | 則 |
|--------|-------------------------------------|
| ○静岡市特定 | 非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・3 |
| ○静岡市印鑑 | 条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・19 |
| ○静岡市葵区 | 諸子沢地内地すべり防災対策に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関 |
| する細目を | 定める規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26 |
| 人事委 | 員会規則 |
| ○静岡市人事 | 委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する |
| 条例施行規 | 則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・29 |

規則

静岡市規則第54号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。 令和5年9月1日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成29年静岡市規則第47号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「様式等」を「様式」に改め、同条第2項を削る。

第4条第2項中「(同条第1号、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類については副本1部 を添えるものとする。)」を削る。

第5条の見出し中「に係る通知の様式」を削る。

第6条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第2項を削る。

第7条の見出し中「届出等」を「届出」に改める。

第8条の見出し中「様式等」を「様式」に改め、同条第2項を削る。

第10条の見出し中「様式等」を「様式」に改め、同条第2項を削る。

第11条の見出し中「提出書の様式等」を「提出」に改め、同条第2項を削る。

第12条の見出し中「様式等」を「様式」に改め、同条第2項を削る。

第13条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第21条の見出し中「申請等」を「申請」に改め、同条第2項を削る。

第23条の見出し中「届出等」を「届出」に改め、同条第2項を削る。

第26条の見出し中「様式等」を「様式」に改め、同条第2項を削る。

第28条の見出し中「更新申請等」を「更新申請」に改め、同条第2項を削る。

第31条の見出し中「様式等」を「様式」に改め、同条第2項を削る。

第32条の見出し中「様式等」を「様式」に改め、同条第2項を削る。

第38条を第39条とする。

第37条中「第15条第4項」を「第16条第4項」に改め、同条を第38条とする。

第36条中「第15条第4項」を「第16条第4項」に改め、同条を第37条とする。

第35条第1項中「第15条第4項」を「第16条第4項」に改め、同条を第36条とする。

第34条の次に次の1条を加える。

(情報通信の技術を利用する方法により手続を行うために必要な事項)

- 第35条 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。)第6条第1項の電子情報処理組織は、市長の使用に係る電子計算機と提出及び届出(以下「提出等」という。)をする者の使用に係る電子計算機であって当該市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。
- 2 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により提出等を行う者は、当該提出等を書面等(情報通信技術活用法第3条第5項に規定する書面等をいう。以下同じ。)により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出等をする者の使用に係る電子計算機(市長が定める技術的基準に適合するものに限る。)から入力して行うものとする。
- 3 前項の規定により提出等を行う者は、当該提出等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載され、若しくは電磁的記録(特定非営利活動促進法施行規則(平成23年内閣府令第55号)第2条に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。)に記録されている事項又はこれらに記載すべき若しくは記録すべき事項を、前項の電子計算機から入力し、又は当該書面等若しくは当該電磁的記録に係る記録媒体その他の有体物を提出するものとする。
- 4 第2項の規定により提出等を行う者は、市長の定める方法により当該提出等を行った者を 確認するための措置をしなければならない。
- 5 法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第6条第6項の提出等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。
- (1) 提出等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合
- (2) 提出等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合
- 6 市長は、法第74条の規定により読み替えて適用する情報通信技術活用法第8条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧及び閲覧に供するときは、インターネットを利用する方法若しくは当該縦覧及び閲覧に供することを行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類による方法により行うものとする。

様式第1号(注)を削る。

様式第5号を次のように改める。

様式第7号中(注) 1を削り、(注) 2を(注) 1とし、(注) 3を(注) 2とする。

様式第10号(注)を削る。

様式第11号を次のように改める。

様式第12号(注)を削る。

様式第16号を次のように改める。

令和 5 年10月 1 日

様式第22号を次のように改める。

様式第25号を次のように改める。

様式第29号中(注) 1を削り、(注) 2を(注) 1とし、(注) 3を(注) 2とする。 様式第32号を次のように改める。

様式第35号を次のように改める。

様式第38号(注) 1を削り、同様式(注) 2を同様式(注) とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第55号

静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月8日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則 静岡市印鑑条例施行規則(平成15年静岡市規則第66号)の一部を次のように改正する。 様式第3号(裏)を次のように改める。

様式第9号を次のように改める。

様式第10号を次のように改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市印鑑条例施行規則(以下「旧規則」という。)の 様式により交付されている旧規則第11条第3号の印鑑登録証は、改正後の静岡市印鑑条例施 行規則の相当様式により交付された印鑑登録証とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

静岡市規則第56号

静岡市葵区諸子沢地内地すべり防災対策に係る臨時的事務を処理するための附属機関に関する細目を定める規則をここに制定する。

令和5年9月11日

静岡市長 難 波 喬 司

静岡市葵区諸子沢地内地すべり防災対策に係る臨時的事務を処理するための附属機関に 関する細目を定める規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市附属機関設置条例(平成30年静岡市条例第17号)第2条第4項の 規定に基づき、静岡市葵区諸子沢地内で発生した大規模な地すべり(以下「地すべり」とい う。)の防災対策に係る臨時的事務を処理するための附属機関(以下「附属機関」という。) に関し必要な細目を定めるものとする。

(名称)

- 第2条 附属機関の名称は、静岡市葵区諸子沢地内地すべり防災対策委員会とする。 (所掌事務)
- 第3条 附属機関の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 地すべりの検証及び評価について調査審議すること。
- (2) 地すべりの効果的な防災対策について調査審議すること。

(組織)

- 第4条 附属機関は、委員7人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 地すべりの防災対策に関し、優れた識見を有する者
- (2) 関係行政機関の職員

(委員の任期等)

- 第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和6年8月31日までとする。
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 (委員長及び副委員長)
- 第6条 附属機関に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 3 委員長は、附属機関の会務を総理し、附属機関を代表する。
- 4 委員長は、附属機関の会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 附属機関の会議は、委員長が招集する。
- 2 附属機関は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 附属機関の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 附属機関は、必要があると認めるときは、附属機関の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和6年8月31日限り、その効力を失う。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第13号

静岡市人事委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条 例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月14日

静岡市人事委員会 委員長 松 下 光 惠

静岡市人事委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関す る条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市人事委員会の所管に係る静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成19年静岡市人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市人事委員会の所管に係る静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条 例施行規則

本則中「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例(」に、「静岡市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」を「静岡市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。